

参議院議員通常選挙に伴う期日前投票所運営業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、参議院議員通常選挙に伴う期日前投票所運営業務に係る委託の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 参議院議員通常選挙に伴う期日前投票所運営業務
- (2) 業務内容 参議院議員通常選挙に伴う期日前投票所運営業務仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和7年7月31日まで

3 予算額

委託料の上限は16,843,474円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4 実施形式

公募型

5 スケジュール

- 令和7年 4月30日（水） 公募開始
- 令和7年 5月 2日（金） 質疑受付締切
- 令和7年 5月 8日（木） 質疑に対する回答（ホームページ）予定
- 令和7年 5月12日（月） 参加申込等の提出締切
- 令和7年 5月16日（金） 企画提案書等の提出締切
- 令和7年 5月21日（水） プレゼンテーション審査

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (5) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(7)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (7) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (i) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ii) (7)又は(i)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (7) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
- (i) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ii) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (iii) (7)から(ii)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等

に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(7) 令和７年度大津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(8) 直近５年以内に地方公共団体（政令指定都市又は中核市に限る。）との間で、本件と同種の業務に係る委託契約を２回以上にわたって直接に締結し、これを履行した実績（履行中のものを含む。）を有すること。

7 質疑・応答

(1) 提出方法 別添の質問書（様式３）により、電子メールにて提出すること。

※ メール件名を「参議院議員通常選挙に伴う期日前投票所運営業務質問（会社名）」とすること。

※ 電子メール送信後、送信した旨を必ず電話にて連絡すること。

※ 電話やＦＡＸ、郵送による質問は受け付けない。

(2) 期限 令和７年５月２日（金）午後５時まで（必着）

(3) 提出先 「15. 問合せ先」に記載のある担当窓口

(4) 回答方法 大津市ホームページにて掲載予定。

8 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書、企画提案書作成要領及び大津市契約規則（昭和４０年規則第３５号）等の各規定を理解した上で、次に掲げる書類の原本１部を提出すること。ただし、イに掲げる書類は、原本１部及び副本９部を提出すること。

※ 副本には、提案者の商号又は名称、代表者氏名など事業者が特定できる事項を記載しないこと。

ア 参加申込に係る提出書類

(7) 参加申込書（様式１）

(4) 実績調書（様式２）

イ 企画提案に係る提出書類

(7) 企画提案書

(4) 見積書

※任意様式。見積額は消費税及び地方消費税額を除くこと。

※「運営費」と「人件費」等、大まかな内訳を明記すること。

(2) 提出期間及び時間

ア 参加申込に係る提出書類

(7) 持参による提出の場合

令和７年５月１２日（月）午後５時まで

(4) 郵送による提出の場合

令和７年５月１２日（月）までに必着とし、郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

イ 企画提案に係る提出書類

(7) 持参による提出の場合

令和７年５月１６日（金）午後５時まで

(4) 郵送による提出の場合

令和７年５月１６日（金）までに必着とし、郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、大津市選挙管理委員会事務局までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先 「15. 問合せ先」に記載のある担当窓口

9 企画提案書作成方法

企画提案書記載事項

様式は問わないが、「参議院議員通常選挙に伴う期日前投票所運営業務企画提案書作成要領」（別紙１）に従い作成すること。

10 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、参議院議員通常選挙に伴う期日前投票所運営業務プロポーザル審査委員会が審査を行う。

(1) 審査方法 プレゼンテーション審査により行う。

(2) 審査日 令和７年５月２１日（水）

(3) 審査順 参加申込に係る提出書類を提出された順（受付順）に審査する。

- (4) 審査員 市職員 5 名とする。
- (5) 提案時間 20 分間
- (6) 質疑応答 15 分間
- (7) 参加人数 3 名以内
- (8) 会場等 詳細な時間、会場等は、企画提案書等を提出した者に対して別途通知する。
- (9) 審査基準 下記の表を基本に審査を実施する。

N o	評 価 項 目	項目	評 価 の 視 点
1	提案内容	業務実施スケジュール	スケジュール・運用計画の進捗管理手法が具体的に提示されているか
2		事務従事者の配置	配置計画人数が、本業務を遂行するにあたり必要な要員配置となっているか
3		業務管理責任者の要件及び選定方法	業務管理責任者の要件（選定基準）及びその選定方法が具体的に示されているか
4		事務従事者の確保手段及び研修方法	事務従事者の確保手段及び研修や教育方法が具体的に示されているか
5		期日前投票所の運営	業務内容の目的・条件・内容を十分理解し、運営方法が示されているか
6		情報漏洩の防止策	個人情報をはじめとする情報漏洩の防止について、具体的な方策が示されているか
7		トラブル対応	トラブル時の対応方法およびトラブルを防ぐための手段がとられているか
8		その他有益な提案	仕様書の内容以外で有益な提案の有無
9		取組み姿勢	分かりやすい資料の作成、取組姿勢、説得力、質問に対する応答性
10	価 格	見積金額	上限金額に対して事業者努力が見受けられるか

- (10) プロジェクター等を利用した電子データによる提案説明は認めない。

1 1 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。
- (2) 通知時期 令和 7 年 5 月 28 日（水）

1 2 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

1 3 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 4 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を大津市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、大津市選挙管理委員会事務局宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使

用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

- (6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1 5 問合せ先

〒520-8575 大津市御陵町 3 番 1 号

大津市選挙管理委員会事務局（担当：吉牟田）

TEL 077-528-2650

FAX 077-523-1339

E-mail otsu2102@city.otsu.lg.jp